

# 平成22年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成22年3月12日(金曜日)

## 議事日程 第3号

平成22年3月12日(金曜日)午後1時30分開議

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 発議第2号  | みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第2 | 議案第53号 | まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線(仮称)徒渉橋橋梁整備<br>工事(下部工)請負契約の締結について                  |
| 日程第3 | 議案第54号 | 平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事変更請負契約の締<br>結について                            |
| 日程第4 | 議案第55号 | 平成21年度みなかみ町立水上中学校改築工事請負契約の締結について                                      |
| 日程第5 | 請願第10号 | 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を<br>求める意見書提出を求める請願について(12月定例会継続審査分) |
|      | 請願第1号  | 町営水道新設に関する請願について  |
| 日程第6 | 請願第2号  | 高日向南部の治水計画の作成と、その実現を求める請願について   |
|      | 陳情第1号  | 町営赤沢スキー場の存続に関する陳情について   |
| 日程第7 | 議案第3号  | 権利の放棄について(土地賃貸借料)   |
|      | 議案第9号  | 辺地に係る総合整備計画の変更承認について  |
|      | 議案第11号 | みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一<br>部を改正する条例について                     |
|      | 議案第22号 | みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第23号 | みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第24号 | みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第25号 | みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について                                      |
|      | 議案第26号 | みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第8 | 議案第14号 | みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第15号 | みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第16号 | みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第17号 | みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第19号 | みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について  |
|      | 議案第20号 | みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について   |
|      | 議案第21号 | みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する<br>条例について                                |

- 日程第 9 議案第4号 権利の放棄について(町営住宅使用料)  
議案第5号 行政財産の一部無償貸付について  
議案第10号 みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定  
について
- 日程第 10 議案第30号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第 11 議案第31号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について  
議案第32号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について  
議案第33号 平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について  
議案第34号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について  
議案第35号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について  
議案第36号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について  
議案第37号 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 12 議案第41号 平成22年度みなかみ町一般会計予算について  
議案第50号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第42号 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
議案第43号 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算について  
議案第44号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第45号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
議案第46号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について  
議案第47号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
議案第48号 平成22年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第49号 平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について  
議案第51号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について  
議案第52号 平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第 15 企業誘致活性化振興特別委員会委員長報告(最終報告)
- 日程第 16 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 17 字句等の整理委任について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員 (22人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
10番	高橋市郎君	11番	久保秀雄君
12番	小野章一君	13番	中村正君
14番	鈴木幸久君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 なし

欠番 1名 (9番)

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

## 説明のため出席した者

町長	岸良昌君	教育長	牧野堯彦君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章二君	会計課長	高橋武志君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	木村一夫君
町民福祉課長	石川晃君	子育て健康課長	木暮勤君
生活環境課長	山賀晃男君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君		

## 開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

議 長（傳田創司君） みなさん、こんにちは。  
本日、午前中は町内の各中学校の卒業式に大変にご苦労さまでした。  
さて、3 月定例議会最終日となりました。  
ただ今の出席議員は 2 2 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。  
議事日程第 3 号により、議事を進めます。

---

### 日程第 1 発議第 2 号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第 1、発議第 2 号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。  
提出者より、提案理由の説明を求めます。  
1 5 番河合幸雄君。

（1 5 番 河合幸雄君登壇）

1 5 番（河合幸雄君） 発議第 2 号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、  
提案理由の説明を申し上げます。  
本発議につきましては、平成 2 2 年 2 月 2 日の臨時議会において、議会議員の定数が、  
1 8 人となり、それに伴いまして、常任委員会の定員をそれぞれ 6 人とするものであります。  
なお、議会運営委員会の定員については、全員協議会のなかでもご説明いたしましたと  
おり、8 人定員のまま変更はございません。  
よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げて、提案理由の説明といた  
します。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
発議第 2 号について、質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第 2 号の質疑を終結いたします。  
これより発議第 2 号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第2号の討論を終結いたします。  
 発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
 よって、発議第2号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 53号 まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線ただわたりばし（仮称）徒渉橋  
 橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第2、議案第53号、まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線（仮称）徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第53号について、ご説明申し上げます。

平成21年度まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線（仮称）徒渉橋橋梁整備工事（下部工）は、都市計画道路真政悪戸線の道路改良に伴い後閑地区徒渡公園より利根川を横断する橋梁下部工であります橋台2基、橋脚1基を整備するものであります。

3月8日に条件付一般競争入札に付し、みなかみ町後閑84番地3、増田建設株式会社代表取締役増田文明が、1億4,542万5千円で落札しましたので請負契約するにあたり、地方自治法の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について、質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 3月8日に条件付一般競争入札で実施されたわけですが、従来ですと指名という形での建設工事の請負契約が出されるのですが、今回、条件付一般競争入札にした理由をお尋ねしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今回の契約額は、ここに掲げていますようになかなか大規模な工事ということもございました。

それと条件付一般競争入札の中で条件としては、本町に本社を設けている、尚かつ施工能力の関係で一定規模以上の企業という形での条件付きで一般競争入札とさせていただきます。

実体的には、該当する町内のすべての業者が一般競争入札に応募していただいたということでございます。今のご質問の主旨に直接お答えいたしますと、一般競争というものを排除するものではないということをお聞き申し上げてまいりましたし、今申し上げたような主旨から一般競争入札というものが適切という判断をしてやったところでございます。

但し、町内経済浮揚という観点もございますので、条件付一般競争入札ということで町内に本社を有する業者という条件を付けさせていただいたところでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） ただ今、理由を聞きまして、私もそうですが日本共産党の議員団としても建設工事等の入札の仕方については改善を求めてきた経過があります。

そういう点では今回条件付きではあっても町内の該当する企業がほとんど参加したという一般競争入札が行われたことについては一定の評価を私はしております。

参加企業の具体的な業者名と入札価格を教えてくださいたいと思います。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 入札参加業者については、7社ございました。

名前を読み上げて、尚かつ入札価格を申し上げます。

消費税込みの価格でございます。木内建設株式会社が1億4595万円、増田建設株式会社が1億4542万5千円、泉土建株式会社が1億4595万円、清滝建設株式会社が1億4563万5千円、木村建設株式会社が1億4910万円、杉木土建株式会社が1億4700万円、須田建設株式会社が1億4700万円でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 予定価格を教えてください。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 予定価格ですが、1億4200万円プラス消費税で1億4910万円でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号についての討論を終結いたします。

議案第53号、まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線（仮称）徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、まちづくり交付金事業後閑地区真政悪戸線（仮称）徒渉橋橋梁整備工事（下部工）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第54号 平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事  
変更請負契約の締結について**

議 長（傳田創司君） 日程第3、議案第54号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第54号について、ご説明申し上げます。

水上小学校につきましては、暖房器具についても老朽化が著しいわけがございますけれども、平成21年度の安全・安心な学校づくり交付金事業で整備することについて、国・県の承認が2月の下旬に得られました。

今回の暖房設備工事については、工期も無く、施工場所が現在施工中の耐震補強工事と重複することから、請負工事の契約変更で対応したいと考えたところでございます。

この工事を変更契約するにあたり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事情ご賢察の上、よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 初めて聞くものですから、暖房工事の概要を教えてください。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 変更工事の概要につきましては暖房機器の設置工事といたしまして、FF暖房機の入替えということで、FF暖房機が29台、ガス暖房機が4台、トイレに設置するパネルヒーターが6台、新たに灯油での暖房を行いますので、タンク設備などの設置でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号についての質疑を終結いたします。

これより議案第54号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号についての討論を終結いたします。

議案第54号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第55号 平成21年度みなかみ町立水上中学校改築工事請負契約の締結について

議長(傳田創司君) 日程第4、議案第55号、平成21年度みなかみ町立水上中学校改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第55号について、ご説明申し上げます。

水上中学校につきましては、昭和44年に建設をされた築後41年の老朽化した建物であります。

新耐震基準以前の建物でありまして、耐震強度も非常に低いなど、安全上問題がありますので教育施設整備計画に基づき、今年度改築工事として実施するものであります。

3月8日に条件付一般競争入札に付したところ、沼田市上原町1756番地2、萬屋・須田・泉特定建設工事共同企業体、代表者星野雅子が12億4950万円にて落札となりましたので、請負契約するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 条件付一般競争入札の条件を教えてください。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町長(岸 良昌君) 一番最初の条件は、もちろん一定規模の業者ということでありまして、JVを組んでJVを出していただきました。JVを組むことについて、一般公告させていただきました。その条件といたしましては、3社のJVで、その中に町内業者を2社以上含まれる事、並びにそれぞれの構成員が30%以上の構成比率を持つことという形で、このための共同企業体を組んでいただくという申し出をいただきました。

その審査の結果、3社のJVがございましたので、その3社を対象として一般競争入札を執行したところであります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 入札の結果と予定価格を教えてください。

議長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 企業体の名前と入札結果を申し上げます。

増田・関・石坂特定建設工事共同企業体が13億3千万円、消費税込みで13億9650万円でございます。次に萬屋・須田・泉特定建設工事共同企業体が11億9000万円、



消費税込みが12億4950万円、沼田・木村・角田特定建設工事共同企業体が12億9000万円、消費税込みで13億5450万円でございます。

予定価格については、12億1100万円で、税込み価格が12億7155万円でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。  
これより議案第55号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。  
議案第55号、平成21年度みなかみ町立水上中学校改築工事請負契約の締結について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第55号、平成21年度みなかみ町立水上中学校改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

**日程第5 請願第10号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援  
予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願について  
（12月定例会継続審査分）**

**請願第1号 町営水道新設に関する請願について**

議 長（傳田創司君） 日程第5、請願第10号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願について（12月定例会継続審査分）、請願第1号、町営水道新設に関する請願について、以上2件を一括議題といたします。一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました、請願第10号及び、請願1号の2件について、一括して委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに請願第10号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願について申し上げます。

請願の詳細について説明があり、12月定例会に提出され、継続審査となっていたものであります。始めに担当課長より、現状について説明を受け質疑に入りました。

質疑では、保育行政の官から民営化について、民営化されたとき、町から関与がなくな

るのかについては、町内民間保育園の受付は国基準で行っており、町は関与しております。

以上、質疑を終了し、討論入り、反対討論では保育所対策ばかりでなく、保育所に頼らないで子育てしている親の支援など、他にすべきことがあるが、子育て支援は施策として進んできたので反対する。一方、賛成討論では、予算は大幅に増額されてきているが、実際、出産祝い金は減らされている。また、民営化は保育制度が悪くなつては困るので、現行維持と予算を拡大する必要があるので賛成します。

以上で討論を終結し、採決の結果、本請願は起立少数を持って不採択すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号、町営水道新設に対する請願について申し上げます。

現地視察は終わっておりますので、請願の趣旨説明の後、質疑に入りました。

簡易水道に入っていない所が他にありますかについては、簡易水道に入っていない箇所は山の上であり、何地区かあります。新治地区では大峰の方は給水施設がないので残っております。

また、現地視察して、該当する林の所有者は誰ですかについては、加入金だけで出来ているのかということも合わせて、この山林に営林署の林はなく、すべて民地であります。

具体的にはこれから関係課と話し合い検討していきます。

また今後、ベストな方法を考えて欲しいが、将来的にはどのように検討するのかについては、検討しているのは簡水に入れるか、給水施設として単独であるのか、この地区は次世代がどうなるのか、そのような総合的な判断の中で、7軒を簡水に入れるのか、特別の給水施設とするのかを検討している最中でありますということであります。

千葉村から持って来ること検討しているのかについては、千葉村からすると、県道を掘削や橋に添架することになりコストの問題があります。また旧猿ヶ京の上まで来ている水を使うのか、3つ目として、給水施設を造り現状の水をろ過して使う、このような事が全体の中で考えられますということでありました。

現地の地下水の調査をしておりますかについては、この地区は単独でやっておりましたので特に調査はしておりません。

小水道の施設がありますが、この点についてはどうですかについては、7戸なり8戸に間に合う施設が、貯水槽を作れば、その湧水で間に合うとすれば、それは一番危険性が少ないので、それについては検討課題としたいという回答がございました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、本請願は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、請願第10号、請願第1号の委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第10号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

**7番（原澤良輝君）** 現行保育制度の拡充ということが大きな主題になっていると思いますけれども、保育所で町内の方が他町村でお世話になっている例と、他町村から町内で世話をしている例はどのくらいか教えて下さい。

**議長（傳田創司君）** 厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

**厚生常任委員長（本多秀律君）** その数については、特に議論はなかったのですが、取り敢えず数についての、例えば町から沼田へとか、沼田から町内へという数値は把握はしておりません。

**議長（傳田創司君）** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。  
次に請願第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。  
これより請願第10号について、討論に入ります。  
請願第10号に対する委員長報告は、不採択であります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。  
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を提出する請願に賛成の立場で討論いたします。

保育制度の堅持・拡充を求める意見書については、170国会までで4回も衆参両院で採択され、急激な少子化のなかで子育て支援問題への国民の期待が高まっています。

「政治を変えたい」という国民の声が、高校の授業料無償化、子供手当など、国を動かしつつあります。

しかし、前政権の保育制度改革が民主党政権に引き継がれ、「検討会議」には、育児産業から委員が選出され、経済界は規制緩和を強く要求しています。保育を有望成長産業分野として新成長戦略の一番に位置付けるだけでなく、「介護保険制度」をお手本にしたシステムづくりを目指されています。

自治体が「保育度」を認定し、自治体は単なるコーディネーターで、保育園は利用者が見つけ出して、利用しただけ使用料を払うという、払えない人は預けられないという仕組みに変えようとしています。すべての子どもが対象で、専業主婦も有料でこれは利用できます。財源については消費税を予定していると言われております。「地方分権」の名で国と自治体の責任を放棄するものです。こんなことをしていたら「保育もトヨタと同じ、安全も守れない。」という声も出ております。今年6月に基本方針を決定して、12月の通常国会に関連法を提出する予定になっております。

本議会が、子どもの安全を守り、安心して保育などの子育てが続けられるように本請願に基づいた意見書を政府に提出するよう求めて討論いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。  
16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 請願第10号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願について、反対の立場から討論をいたします。この件については、大きく2つに分けられると思いますが、1つは保育の公的責任の問題と、2つ目は子育て支援の予算増額であります。

1つ目の保育の公的責任の問題について、町に当てはめれば、教育施設等検討特別委員会の最終報告で、「町の保育所は、将来的に民営化による運営を目指すこと。」となっております。これは公的責任の後退ではなく、民間で出来ることは民間で行っていただくことで、より効率的で良いサービスが期待できる、併せて、行政負担の軽減になる考え方からきて

います。また、民間保育所運営に対する町の関与については、保育料軽減施策等を行って  
いく中で出来るものと思います。

2つ目の子育て支援の予算増額の要求については、平成22年度から、子供手当の創設  
や安心こども基金、次世代育成支援対策交付金等、ここ数年、国の支援策は充実してきて  
いると思います。したがって、本請願の採択すべきという原案に対しては反対するも  
のであり、不採択とすべきとの委員長報告に対しては賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。

請願第10号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増  
額を求める意見書提出を求める請願について(12月定例会継続審査分)を起立により、  
採決いたします。本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第10号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算  
の大幅増額を求める意見書提出を求める請願について(12月定例会継続審査分)は不採択  
とすることに決定いたしました。

---

議 長(傳田創司君) これより請願第1号について、討論に入ります。

請願第1号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、町営水道新設に関する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、町営水道新設に関する請願については採択とすることに決定いたし  
ました。

---

## 日程第6 請願第2号 高日向南部の治水計画の作成と、その実現を求める請願について 陳情第1号 町営赤沢スキー場の存続に関する陳情について

議 長(傳田創司君) 日程第6、請願第2号、高日向南部の治水計画の作成とその実現を求める  
請願について、陳情第1号、町営赤沢スキー場の存続に関する陳情について、以上2件を

一括議題といたします。一括して所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

**産業観光常任委員長（小野章一君）** 本委員会に付託されました請願第2号、陳情第1号につきまして、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに、請願第2号、高日向南部の治水計画の作成とその実現を求める請願についてをご報告いたします。3月4日に委員会と担当各課による現地調査を行いました。

その後、委員会審査においては、委員からは現地を見る限り一部改良でなく、完全な被害防止策を講ずべきとの意見が出され、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

次に陳情第1号、町営赤沢スキー場の存続に関する陳情についてをご報告いたします。

本陳情は、近年のスキー客減少等の中、町営赤沢スキー場の運営については町公共施設の統廃合等検討委員会でも廃止・指定管理の運営を検討すべきとのなか、地元猿ヶ京温泉組合を始め、3193名の賛同者署名を以て、赤沢スキー場の存続を求めるものであります。

委員会において、担当課よりは本年度の実績、今後の見通しなどの説明があり、質疑においては、地元での指定管理は考えられるか、施設の老朽化の程度はどの程度かとの問いには、地元での指定管理は無理である、できれば今後リフト、食堂などを運営する会社にお問い合わせする方法で考えたい。施設の老朽化等については、リフト等は毎年陸運局の検査を行っているとの答弁がありました。

以上質疑を終結し、委員からは、21年度の実績においても多少の伸びを示している、地元の強い要望もある中で様子を見たらどうかとの意見が出され、採決の結果、本陳情については全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

なお、12月定例議会において継続審査となっておりました請願第11号、米価の回復と価格の安定、ミニマムアクセス米の輸入中止を求める請願については、引き続き継続審査となりました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

次に陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて陳情第1号の質疑を終結いたします。

これより請願第2号について、討論に入ります。

請願第2号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議長（傳田創司君）** 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、高日向南部の治水計画の作成と、その実現を求める請願についてを採決いたします。本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号、高日向南部の治水計画の作成と、その実現を求める請願については、採択とすることに決定いたしました。

---

議長(傳田創司君) これより陳情第 1 号について、討論に入ります。

陳情第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第 1 号の討論を終結いたします。

陳情第 1 号、町営赤沢スキー場の存続に関する陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号、町営赤沢スキー場の存続に関する陳情については、採択とすることに決定いたしました。

---

- 日程第 7**
- 議案第 3 号 権利の放棄について(土地賃貸借料)**
  - 議案第 9 号 辺地に係る総合整備計画の変更承認について**
  - 議案第 11 号 みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について**
  - 議案第 22 号 みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について**
  - 議案第 23 号 みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について**
  - 議案第 24 号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について**
  - 議案第 25 号 みなかみ町新治 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例について**
  - 議案第 26 号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について**

議長(傳田創司君) 日程第 7、議案第 3 号、権利の放棄について(土地賃貸借料)についてから、議案第 26 号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてまで、以上 8 件を一括議題といたします。一括して所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) まず最初に議員各位にお断りしておきますが、昨日の夕方から

少し体調は芳しくなく、今朝起きてからも喉にひどい傷みがあるものですから、いつものような流れるような発声は出来ないかもしれませんが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

本委員会に付託されました議案第3号、第9号、第11号、第22号から第26号についてまで、以上8件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず**議案第3号、権利の放棄（土地賃貸借料）**について、ご報告いたします。

提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

プレハブ2棟は既に取り壊されているのか、これからなのかの問いには、議決後、契約し、その後取り壊しとのこと。

以上質疑を終わり、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第9号、辺地に係る総合整備計画の変更承認**について、ご報告いたします。

提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

辺地計画と過疎債の計画はダブらないかに対し、ダブらない。適用の箇所や事業が違うとのこと。交付税措置はどう違うのかに対し、辺地債は80%、過疎債は70%算入であるとのことであります。

以上、質疑を終わり、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

支所はなくなるということだが、責任者は誰になるのかに対し、支所はなくなる。全体としての責任者は総務課長であり、支所の代表は支所長である。ただ、支所長は課長級ではなくなり、次長級になる。いずれにしても管理職ではある。

支所の人員はどうなるのかに対し、細かいことはこれからだが、20人は確保する予定。総務課が管理するメリットは何かに対し、大事なものは、総務課が支所を一括管理することを示すことである。内容的には色々な課にまたがるが、総務でまとめて、何かあれば担当課につながりようになるとのこと。見方によって色々でメリットがあるのか、デメリットとなるのか非常に分かり難い。支所は色々仕事に分かれているのに、総務課で一括管理するのか、総務で一旦まとめて他につながりより、即担当課の方が効率よく行くのではないかに対し、一長一短ある、支所の仕事は総務の仕事が一番多く、福祉関係などは比較すれば少ないので、総務が管理するのが良いとの考えですとのこと。

水上支所内に置くという「除雪センター」は、地域整備課の所管ではないのか、それも仕事の流れが違うのではないか、総務課一括管理にする理由が弱すぎる、説明を聞いていて説得力がない、一年前に水道と下水が本庁に来たことについて苦情を聞いているがに対しては、担当は若干だがまだ支所に残っているとのこと、いずれにしてもサービスを低下させてはいけない、これからすべきサービスも平行して考えていかなければならないのではないか、水上支所は最後は除雪機能しか残らないと言われている、役場の機能を郵便局がかわってしてくれる例はあるのだろうか、実際はあるのではないかと思う、色々な方策を取っていききたい。

水道の件だが、水上地区は管が古いので、本庁から水上への応援が多過ぎる、少し配置

を考え直すべきではないか。水源の町なので、上下水道関係の課にもっと相応しい名前はないのか等の問いに対し、今後検討したいとのこと。

以上、質疑を終結し、討論に入りました。反対意見が一つ、合併により旧町村が寂れる傾向がある、支所の機能をむしろ充実すべきである。

討論を終結し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

キリのいい金額にする料金改定は行わないのか、今回の他の議案はそういう方向で行われているのに対し、想定していなかった、今後は考えたいとのこと。

今回これを修正することも出来るが、修正したらどうかに対し、次の機会に他の公民館も含めて行いたいとのこと。

以上質疑を終わり、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第23号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

質疑、討論も無く採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第24号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

質疑、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第25号、みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

質疑、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

質疑、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げまして委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第3号から、議案第26号についてまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第3号から、議案第26号までの質疑を終結いたします。

---

議長(傳田創司君) これより議案第3号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 議案第3号、権利の放棄(土地賃貸借料)については反対いたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)



- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。  
議案第3号、権利の放棄について（土地賃貸借料）を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 議 長（傳田創司君） 起立多数であります。  
よって、議案第3号、権利の放棄について（土地賃貸借料）は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第9号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。  
議案第9号、辺地に係る総合整備計画の変更承認についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号、辺地に係る総合整備計画の変更承認については、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第11号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
8番穂苺清一君。  
（8番 穂苺清一君登壇）
- 8 番（穂苺清一君） 議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、反対いたします。  
そもそも2箇所の支所については、現在広域の町が管理をする区域の中にあつて非常に重要な位置に本来あるわけでございます。  
しかしながら、支所になってから、いろいろとサービスが低下してしまっていると、扱いが非常に町民が使いにくくなっているという意見はかなり報告されております。  
そういう点で、本庁から離れた区域がますます寂れていってしまうのではないかという懸念を私も持っております。合併以前のいろいろな細かい施策がありますけれども、そういうものが次から次に無くなってきているのが現実であります。  
ここには水上地区出身の議員もいらっしゃいますし、新治地区出身の議員もいらっしゃるわけですが、合併以前の状況と比較したときに、それはもうはっきりと分かっているかと思ひます。そういう点でサービスの低下、いろいろな手続き上のまずさ、それによって住民が使いにくくなってきているという現実があります。

そういう点で考えたときに、支所を廃止するというような動きの中での条例設置については反対せざるを得ません。

支所が総務課に編入する、権限のある人が支所にいなくなるということであると、毎回毎回本町に連絡をしなくてはならないという事態になりかねません。

そういう点もありますので、これについては強く反対いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第22号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第23号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてを採決

いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第24号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第25号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8** 議案第14号 **みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について**  
議案第15号 **みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例について**  
議案第16号 **みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について**  
議案第17号 **みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について**  
議案第19号 **みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について**  
議案第20号 **みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について**  
議案第21号 **みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(傳田創司君) 日程第8、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてから、議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上7件を一括議題といたします。

一括して所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 本委員会に付託されました議案第14号から、議案第21号についてまで、以上7件を一括にて、委員会における経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第14号、みなかみ町出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

質疑では、利根沼田地区の出産祝い金支給の現状と県内の最高額と最低額はどのようになっていますかについては、沼田市が第3子以降20万円、片品村が第3子以降30万円、川場村は第3子以降10万円であります。20年度の資料によれば、県内21市町村に支給制度があり、最高支給額は30万円であります。改正案が可決されると、4月以降第1子は現状の2万円、第2子は5万円、第3子は15万円になります。

以上、質疑は終結し、討論においては、反対討論で少子化で人口が減っており、総合的な施策を進めることが重要で、今回の条例改正は国の施策を否定するので反対である。

賛成討論では、子育て支援の一つとして、合併時から始めた子ども手当の支給もあり、保育料の減額もある、出産祝い金の減額はやむ得ないと思うので賛成であります。

また反対討論では、今年成人になった人が277人、去年の出生数は約100人であるが約10年で800人が減少している。子どもを産む場合、第1子、第2子は比較的計画

性を持って産まれると言われていますが、第3子は経済的な判断があると考えます。地域の衰退は子どもの数に関係するので、人口が減って過疎化が進むことは祝福の意味において反対であります。以上、討論を終結し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第15号、みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。質疑及び討論もなく終了し、採決の結果本案は原案の通り、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第16号、みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例**について、**審査の経過と結果**について、ご報告いたします。質疑及び討論もなく終了し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。質疑及び討論もなく終了し採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

最後に**議案第19号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例及び、議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例、そして、議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例**までは、質疑及び討論はなく、採決の結果、3議案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第14号から、議案第21号についてまで、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて議案第14号から、議案第21号までの質疑を終結いたします。

**議長（傳田創司君）** これより議案第14号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

**7番（原澤良輝君）** 議案14号、みなかみ町出産祝金支給条例の改正について、反対討論を行います。第2子、第3子のお産祝金を半減することには反対です。

「子供を産み育てるなら、みなかみ町」は、私達議員の合言葉になったのではないのでしょうか。そのためには、他市町村と横並びでなく、特徴がある必要があります。

600万円する住宅用地を2棟分プレゼントすることやお産祝金を上げて町の特徴を出す時期になってきているのではないのでしょうか。

11日付けの上毛新聞に「69歳の鈴木和雄さんという町民」の「実効ある子供手当に」という提案が載っていました。少子化の大きな原因は保育料や幼児教育費にあるとして、そのためには「出産費用の自己負担をなくし、それを含めた出産祝金を支給する。保育料、幼稚園費、義務教育期間の修学旅行費を含めた教材費、諸経費も無料にする。同様に給食費も無料にする。」という提案です。

鈴木氏は「子供手当満額支給予算は5兆3千億円余と計算されていますが、これを市町村に一括交付して、市町村が上記のような保育料や幼児教育の充実の使えば、3兆1千億

円余で実効ある施策の実現ができると言われていました。

残額の2兆2千億円は個別支給にも回しても構いませんと、今からでも遅くありません。みなかみ町の他町村ない、特徴をなくす出産祝金を半減することには賛成できないことを表明して反対討論とします。議員諸氏の賛同をお願いいたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、平成22年度に子供手当が支給される予定ですが、その支給に伴い町の子育て施策の見直しを行ったうえでの改正であります。具体的に見直された主な新規・追加施策は、幼稚園・保育園の保育料の軽減2050万円、不妊治療費助成制度100万円、その他子育て支援センター委託料や療育支援事業の増額、インフルエンザ予防接種補助金の増額などがあり、一般会計の総額が、対前年度比4.2%と減ってきている中で町単独の子育て施策にかかる費用は増額となっており、評価できるものと思います。また、今回の出産祝い金の一部改正も、金額そのものは約半額になったとは言え、祝金として事業継続がされるなど、町の姿勢も伺えることから、これに賛成するものでございます。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第15号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第16号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。  
議案第16号、みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第16号、みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第17号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。  
議案第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第19号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。  
議案第19号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第20号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第21号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第4号 権利の放棄について（町営住宅使用料）

#### 議案第5号 行政財産の一部無償貸付について

#### 議案第10号 みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第4号、権利の放棄について（町営住宅使用料）、議案第5号、行政財産の一部無償貸付について、議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。



一括して所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

**産業観光常任委員長（小野章一君）** 本委員会に付託されました議案第4号、議案第5号、議案第10号について、一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず始めに**議案第4号、権利の放棄（町営住宅使用料）**について、申し上げます。

既に町営住宅を退去した者の家賃滞納の中には、民法169条に定める事項を経過しているものもあり、徴収不納となり、今年度分も9名分、307万4935円の不納欠損を予定しております。

しかしながら、不納欠損したものの債権を放棄しない限り、徴収不納にもかかわらず、請求する権利が残ってしまうため、今までの債権放棄をしていなかった平成19年、20年度分を合わせて、1463万6475円を本議会において、債権の放棄を承認していただきたいとの説明でありました。

委員からは、住所不明者、所在不明者からの徴収能力、時効停止の努力はどのようにされているのかとの質疑があり、所在不明者は住所登録の移動登録の異動届をしないで移転しているため確認が難しい、時効が完成しないよう請求、督促、分納誓約に努力したいとの答弁がありました。以上、質疑を終結し、採決の結果、町営住宅使用料の滞納の徴収に一層の努力をすることとの強い要望を添えて、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第5号、行政財産の一部無償貸付**について、ご報告いたします。

本案は、上毛高原駅前の利根沼田広域観光センター2階部分を昨年プリンスより、町が譲渡を受けて町有財産になったものであり、この中の一部189.8㎡を、みなかみ町商工会に期間10年として、無償で貸し付けたいとする説明を受けました。

委員から何ら意見も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定**について、ご報告いたします。

上牧駅前駐車場については、今までは区画もなく、利用規定もない、自由に利用できる駐車場となっており、常に満車状態であることから、昨年度よりJRとの土地交渉を進め、買収も整い、駐車場の拡張工事に着手することができ、整備後は受益者負担としての、月決め使用料を徴収するなど、駐車場設置・管理に関しての条例を制定するものであります。

委員よりは、駐車料金を2,500円にした基準は何かとの問いに、担当課より近隣の民間駐車場の料金と同額に設定したとの答弁があり、採決の結果、本案は全会一致を以て、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第4号から、議案第10号についてまで、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて議案第4号から、議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について、討論に入ります。

議案第4号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料)は、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第5号について、討論に入ります。

議案第5号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、行政財産の一部無償貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、行政財産の一部無償貸付については原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第10号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

---

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。15時10分から再開いたします。  
（14時53分 休憩）

---

（15時10分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第10 議案第30号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）について

議長（傳田創司君） 日程第10、議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7188万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億1067万4千円とするものであります。

なお、本議案は連合審査をお願いしました。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。法人税の減額は確定なのか、見込みなのかに対して、ほぼ確定額である、税が上がっていませんとのことであります。以上質疑を終了し、討論に入りました。反対討論一つ、基金の繰り入れを減額しないで、国保会計に繰り入れた方が良く考える。

以上、討論を終結し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について、討論に入ります。

議案第30号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 21年度一般会計補正予算が出されておりますが、総額も165億円ということで、それぞれ必要な事業が進んでいるかと思えますけれども、この中で一番懸念を持つのは、国民健康保険特別会計への絡みで国保税の値上げが出された時に、私も指摘したのですが、56%の資金不足に対して、値上げで28%、一般会計からの繰り入れということで28%ということで決まった経過がありますが、一般会計からの繰り入れということについては、確かに法的根拠は無いかもしれませんが、今回の場合はそういう中で2

570万円を一般会計に戻している措置をしております。

結局、本来であれば、繰り入れたのであるから、国保特別会計としての安定した財政基盤が出来ることも考えておく必要があるかと思うのですが、そうでなくて、いわゆる財政調整基金に繰り入れるような形を取られてしまっていることについては、やはりこれはあまり正しい方法ではないと私は考えております。

そういう点で、この補正予算に対しては反対せざるを得ません。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第31号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第36号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上7件を一括議題といたします。

一括して所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました議案第31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上7件を一括にて連合審査会における経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに議案第31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ63万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2905万7千円とするものであります。

質疑では、繰入金2570万円を減額しているが、12月に繰り入れた法定外分も動いているのかに対し、医療費が伸びなかったため法定分の減額であります。法定外分は動かしておりません。国保税は3年間現行でいくが、3年後には改定せざるを得ないと思われる、そのときに基金の有無が大きく影響してくるので、1億円は蓄えて欲しいと思うに対して、国保会計は原則受益者負担であるが、やむを得ず法定外負担を行った。

国保基金で蓄えるのか、財政調整基金に蓄えるのかについては、財政としては財政調整基金で蓄えたいと考えているという回答でありました。

3年後を見据えて国保会計で蓄えてもらいたいに対しては、法定外繰り出しなので本来ならば町に戻すべきだが、経緯があるため7千万円を国保基金に積み立てました。

国保税と同額を町が負担することで、条例改正時の加入者との約束を果たして欲しいなどの質疑があり、以上質疑を終結し、討論では、反対討論で国保税値上げの経緯があり、補正予算に賛成できない。賛成討論はなく採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定しました。

次に**議案第32号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第3号）**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1924万6千円とするものであります。質疑、討論はなく、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第33号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ914万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2682万4千円とするものであります。質疑では、繰越金と繰出し金が1千円違っているが、内容は同じものですかに対して、これは同じものであります、歳入と歳出の違いで差ができました。

以上質疑を終結し、討論では、反対討論で年齢による差別となる本制度は廃止すべきであり、反対いたします。賛成討論はなく、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第34号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1463万8千円とするものであります。質疑、討論はなく、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定しました。

最後に**議案第35号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）、及び議案第36号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、そして議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）**までをご報告いたします。

この3議案については、質疑及び討論はなく、3議案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げます、議案第31号から議案第37号までの委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第31号から、議案第37号についてまで、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第31号から、議案第37号までの質疑を終結いたします。

---

議長(傳田創司君) これより議案第31号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算4号について反対討論を行います。

国保税を2.8%値上げしたときに全体で5.6%不足する、加入者と町が半分ずつ負担するという約束でありました。町の繰り入れは7千万円だけというのはおかしいと思います。

加入者負担と同額にする約束を果たすべきです。これが年度最後の補正予算になると思います。これでは加入者が納得しないこと申し上げて、反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。  
15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 議案31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算4号について賛成の立場から討論を行います。

今回の補正につきましては、主に保険税の本算定後の収納見込みを増額補正、70才以上の方の医療費自己負担額が1割負担のまま据え置かれるため、受給者証の再交付等に係る経費を補正するものであります。その他については、繰入金金の決定及び超過交付金の返還等に伴い補正するものであります。

つきましては、国民健康保険特別会計の運営上必要な補正と認められますので、本案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とします

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。  
議案第31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第31号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第32号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第33号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案33号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療保険特別会計補正予算1号について、反対討論を行います。

20年4月に開始された本医療制度は国民の大きな怒りを招き、何回も見直しせざるを得ませんでした。政権交代の一つの要因になっております。

国民健康保険も財政悪化が見込まれ、大幅な保険税の値上げがされました。

「75歳以上専用バス」は老人からも評判が悪く、国民健康保険制度の破壊にきっかけとなっております。本制度は4年後でなく、直ちに廃止し、安定的な国民皆保険制度を確立することを申し上げて反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

11番久保秀雄君。

(11番 久保秀雄君登壇)

11番(久保秀雄君) 議案33号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療保険特別会計補正予算1号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正については、主に保険料の最終的な収納見込みが減少するため、それに伴い広域連合に納付する負担金も減少することから補正するものであります。

その他については、前年度繰越金などを精算し、一般会計へ返還するため補正をするものであります。以上のことから、後期高齢者医療保険特別会計の運営上、必要な補正と認められますので本案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。  
よって、議案第33号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第34号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。  
議案第34号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第35号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。  
議案第35号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第36号について、討論に入ります。  
本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。



(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。  
議案第36号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第36号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

- 議 長(傳田創司君) これより議案第37号について、討論に入ります。  
本案について、委員長報告は原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。  
議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第41号 平成22年度みなかみ町一般会計予算

### 議案第50号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算

- 議 長(傳田創司君) 日程第12、議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算について、議案第50号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上2件を一括議題といたします。一括して所管の委員長報告を求めます。  
総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

- 総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 本委員会に付託されました議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算、及び平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上2件を一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。  
なお、本案は連合審査会にて全議員が参加しておりますので、主だったものを申し上げます。

まず、議案41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億円とするものであります。

提案理由の説明は終了しており、直ちに歳入より質疑に入りました。質疑はなく、歳入

の質疑を終結。次に歳出について款ごとに質疑に入りました。

庁用バス490万円、町長車450万6千円の運転委託の内容は車何台分で委託先は、組合総務負担金の組合はどこかに対し、庁用バス2台、町長車1台。委託先は大新東を予定。

組合負担金は、利根沼田広域市町村組合の負担金である。

区運営交付金500万円の配分はに対し、4月1日現在の基準日で平等割り25%、世帯割り50%、人口割り25%で交付。

社協に400万円補助金を出しているが、社協職員の給与水準を把握してるか、理事長の賃金はどうかに対し、職員については把握していない、会長の報酬も10万円から下げたとのことです。

老人ホームの入所者は何人いるか、待機者はどうかに対し、利根沼田の広域老人ホームは沼田と猿ヶ京にある、待機者はいない。養護老人ホームで23名が現在入所している、入所者全体の7割が地元民である。

保育園の運営費負担金1億4千万円はどこに支払うかに対し、今まで9千万円位だったが、わかくりこども園が出来たので、わかくりこども園に4千万円、あとは月夜野保育園の利用者が増えているので、それに対する運営補助です。

保育業務委託料2994万4千円は何名に対してかについては、保育士7名、用務員1名、計8名です。

幼稚園の就園奨励費を分かりやすく説明してほしいについては、分かり易くまとめた表が後で配布されました。

子供手当と児童手当の関連を説明してほしいに対し、児童手当の2月・3月分が6月に支給になる、子供手当が支給されると児童手当は廃止。

沢入地区林道は、工事測量設計委託料だけか、地積調査の面積はに対し、工事測量設計委託料だけである、地域整備課で道整備交付金事業を進めており、沢入林道が入っていないと事業採択にならない。地積調査の区域は、新治の熊窪地区0.54km<sup>2</sup>である。

工事は地域整備課で行なうのかに対し、工事については、どちらの課でやるかはまだ決まってない。沢入林道整備は設計の後、地元の説明するのかに対し、地域整備課で話をつないでいると思っていたが、農政課で地元説明を行うとのこと。

利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1058万6千円の全体の説明はあるのかに対し、望郷ラインの負担金である、平成30年度まで同額が続く。

購入財産購入費がそれぞれの事業ごとに出てくる説明欄の金額が空白だが、細かい資料は出せないのかに対し、工事関係は出せない、不動産鑑定士を入れる場合、通常取引価格等状況に応じて行う場合もある、不公平のないように行っている。

場所の特定もさせないのか、不明瞭であるに対して、最終的には決算で説明するとの事でありませぬ。

稲荷の湯負担金の関係及び清水荘解体の関係を説明してほしいに対しては、稲荷の湯は権利放棄を以前は考えたが、今後温泉として使用できる見込みがある。

具体的には井戸を直せば使用できると考えている。温泉が少ない水上地区の状況を考えると権利放棄をしない方が良くとの前町長からの話もあり、負担金を出して権利を維持していきたいと考えている。

町営住宅のガス管の改修工事はどこか、庭木の剪定はどこかに対し、ガス管改修は高日向町営1棟である。庭木の剪定は町営住宅の目隠しの木を毎年やっているとのこと。

防災無線の全体計画はどうかのに対し、旧月夜野地区、旧新治地区は防災無線。旧水上地区はオフトークを使用している。防災無線もアナログ方式とデジタル方式があり、今後デジタル化をして行く。22年度本庁にある操作卓をデジタル化して、23年度は水上地区、24年度は新治地区、25年度は月夜野地区を整備していく計画である。

防災無線も一部聞きづらくなっている、改修が進むまで今の無線を使用するので聞きづらい所に予備の子機を貸し出すことは考えてるのに対し、新しい施設が出来るまで様々な対応を取るとの事であります。

公債費で21年発行分は何かのに対し、合併振興基金をの起債を据え置きなしで発行する分の支出である。給与全体が減少している中、共済費が増えている理由については、共済組合の負担金が上がっているためである。

以上、質疑を終了し、討論に入りました。まず反対討論で、121億円で、学校経費や子供手当保育料の軽減等評価する政策もあるが、借金返済については約21億円で、平成22年度末残高が169億円、一世帯にすると205万円、一人当たり75万円である。

また、廃止すべき後期高齢者医療3億3千万円を負担している。保育所を民間に委託するのに300万円、出産祝い金を半分の600万円にしている。国民健康保険に繰り入れるべき値上げ分に相当する町負担分を100%計上しないことなどから、反対である。

次に賛成討論もありましたが、多分、ご本人が討論に参加されると思いますので、私の方は省略させていただきます。ご本人の格調高い討論をお聞き下さい。

以上、討論を終結し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第50号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別予算について**、申し上げます。提案理由の説明は終了しており、直ちに質疑に入りました。

質疑、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げます。

**議 長(傳田創司君)** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第41号、議案第50号のについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長(傳田創司君)** ありませんので、これにて議案第41号、議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号について、討論に入ります。

議案第41号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

**8 番(穂苅清一君)** 22年度一般会計予算については、反対いたします。

前年比で見ると、一般会計予算がかなり減額していることは確かであります。

121億円で、44億円ほどの減になっております。この中では必要な事業も多々見られますし、学校関係についてはようやく耐震補強工事も終わり、新しい学校も始まろうとしております。

子供手当関係や保育料関係など、子育てに必要なものの保護者負担等については若干評価できる面もありますが、しかし、先程も討論の中で出ましたけれども、出産祝い金の関係なども見てみますと、予算が680万円ほど減額という措置になっております。

町の全体から見れば、僅かな予算化もしれませんけれども、これを受ける立場の住民からすれば、これだけの予算なのだから、何も下げなくていいではないかという声も聞かれる有り様です。

なお、国保改正に対する繰り入れの問題で、町の負担が軽減されて繰り入れが少なくなってきたということからすれば、何も上げなくても良かったのではないかという声も聞かれる状況があります。

そういう点で、私も先日の一般質問において、町の事業仕分け等について国に見習いながら、事業仕分けの必要性があることを強調しましたが、確かに町としては行財政改革の中において、いろいろな評価のための事業を進めていることは存じておりますけれども、やはりもっときめ細かい、本当に住民のためになるような施策を実行していただきたいと考えております。そういう点で考えた場合に、まだまだ今回の予算は不十分さがありますので反対いたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算について、賛成討論を行います。

新年度の予算121億円には、町民の幸福、町の発展が大きく託されております。

今回、その中で注目すべき政策の一つに幼稚園・保育園の保育料の減額が挙げられます。これは保護者負担の後方支援、今後の職員の減少に伴う労負担の軽減、給食費の未納の解消等々、複数の行政効果が期待されます。

これらの考え方は、今後のみなかみ町の諸問題を解決させていくエキスが多く含まれています。

小さな投資で最大の効果を上げる好順な仕組みを作ることが幸福への方程式と考えます。

本予算の効果的な執行力を期待し、みなかみ丸の大いなる推進を託し賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第50号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

**日程第13 議案第42号 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算**  
**議案第43号 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算**  
**議案第44号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算**  
**議案第45号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算**  
**議案第46号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算**  
**議案第47号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算**  
**議案第48号 平成22年度みなかみ町水道事業会計予算**

議長(傳田創司君) 日程第13、議案第42号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第48号、平成22年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括議題といたします。一括して所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀君。

(厚生常任委員長 本多秀君登壇)

厚生常任委員長(本多秀君) 本委員会に付託されました議案第42号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算から、議案第48号、平成22年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括にて連合審査会における経過と結果についてご報告いたします。

はじめに議案第42号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、ご報告申し上げます。町部局より説明があり、予算総額は歳入歳出それぞれ28億5466万円とし、前年対比1億3838万円の増額であります。

質疑はありませんでした。討論では、反対討論で国保税値上げの経緯があり、賛成できない。賛成討論はなく、討論を終了し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第43号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算について、ご報告いたします。町部局より説明があり、予算総額は、歳入歳出それぞれ126万9千円とし、対前年282万7千円の減額であります。質疑及び討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、ご報告いたします。町部局より説明があり、予算総額は歳入歳出それぞれ2億2062万2千円とし、対前年1534万2千円の減額であります。

質疑では、滞納状況はどうですかに対し、滞納件数では 231 件、394 万円であります。引き落としになったから滞納が出たのですかに対しては、特別徴収・普通徴収が選択制になった影響はあると思うが、件数ははっきりはいたしません。

以上質疑を終結し、反対討論で年齢による差別となる本制度は廃止するべきであり反対であります。賛成討論はなく、討論を終了し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第 4 5 号、平成 22 年度みなかみ町介護保険特別会計予算**について、ご報告いたします。町部局より説明があり、予算総額は歳入歳出それぞれ 18 億 3 千万円であり、前年対比 4600 万円の増額であります。

質疑はありませんでした。討論では、反対討論で現行の介護保険制度では国でも見直そうとしているものであり、現行の状態では反対であります。

賛成討論はなく、討論は終了し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

最後に**議案第 4 6 号、平成 22 年度簡易水道事業特別会計予算、及び議案第 4 7 号、平成 22 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算、そして議案第 4 8 号、平成 22 年度みなかみ町水道事業特別会計予算**についてまでは、質疑及び討論はなく、採決の結果、3 議案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ議案第 4 2 号から議案第 4 8 号までの委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第 4 2 号から、議案第 4 8 号についてまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 4 2 号から、議案第 4 8 号までの質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) これより議案第 4 2 号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案 4 2 号、平成 22 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算に反対討論を行います。

昨年、国保税を 28% 値上げしたときに、加入者と町が半分ずつ負担する約束でありました。加入者は約束どおり値上げ分を納付してきたので、町の繰り入れは加入者負担分と同額にする約束を果たし、余裕金が出た場合は基金に積み立てるか、保険税を引き下げる必要があると考えます。

今のままでは加入者が納得しないことを警告申し上げて、反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16 番鈴木 勲君。

(16 番 鈴木 勲君登壇)

16 番(鈴木 勲君) 議案第 4 2 号、平成 22 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

高齢化社会のなかで医療を受ける人は多くなり、医療費は年々増加しております。

みなかみ町においても、平成21年度には国保会計の財政は厳しい状況下であり、5月臨時議会において、保険税の値上げが可決されました。加入者の皆さんに負担増をお願いしたわけでございます。

今後については、平成23年度までの3年間は税率改正を行わず、財源不足が生じれば一般会計からの支援で対応することになっております。

平成22年度予算については、前年度対比1億3千万円、5%の増で編成され、主に医療給付費の増加を見込んだもので、加入者の皆さんが安心して医療が受けられるためのものであり、国民健康保険特別会計の運営上、必要な予算と認められますので本議案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第42号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第43号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第44号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案44号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療保険特別会計予算について、反対討論を行います。

国民の大きな怒りを招いた本制度は、4年後でなく、改定作業に関わって、変更事務に詳しい担当職員がいるうちに元に戻すことが大事です。

直ちに廃止し安定的な国民皆保険制度を確立することを申し上げ反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

(10番 高橋市郎君登壇)

10番(高橋市郎君) 議案第44号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

急速な高齢化により老人医療費は伸び続け、その負担をめぐり世代間の不公平感をなくすため、分かりやすい制度として後期高齢者医療制度がスタートしました。

3年目に入るこの制度は加入者の皆さんに定着してまいりました。

しかしながら、民主党の選挙公約により、この制度を廃止し新たな医療制度を創設して平成25年度には移行するという事になっておりいます。それまでの間は、現行制度は維持されます。

平成22年度予算については、前年度対比では7%の減で編成され、主に広域連合へ納付する保険料負担金であり、後期高齢者医療特別会計の運営上、必要な予算と認められますので、この議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第44号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第45号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案45号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

昨年、介護保険料の引き上げが行われましたが、介護保険あって介護無しと言われる状態は改善されません。該当者が費用の心配なく介護が受けられるように制度の改善や国・県の助成を増やすよう要求することを申し上げて反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)



16番(鈴木 勲君) 議案第45号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険は制度の開始以来、既に10年が経過し、高齢者の日常生活を支える制度として認識され、介護を必要とする方々が安心して介護が受けられる、なくてはならない社会保障制度として定着しています。

昨年、見直された介護保険計画の中で推計された真に必要なとされる介護サービスについても、予算に反映されております。

また、介護予防に係る地域支援事業についても、積極的に予算に盛り込み、高齢者の皆さんが、いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らしていけるよう、さらなる発展と拡充を図っていくとのことでもあります。

この介護保険特別会計の運営上、必要な予算と認められますので、本案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第45号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第46号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第47号について、討論に入ります。

本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

議長（傳田創司君） これより議案第48号について、討論に入ります。

本案について、委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、平成22年度みなかみ町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、平成22年度みなかみ町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第49号 平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算  
議案第51号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算  
議案第52号 平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算**

議長（傳田創司君） 日程第14、議案第49号、平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、議案第51号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、以上3件を一括議題といたします。一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第49号、第51号、第52号について、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに議案第49号、平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本特別会計の予算総額を歳入、歳出それぞれ873万7千円とし、歳入の主なものとし

ては1款使用料及び手数料316万2千円、6款諸収入407万8千円であります。

歳出の主なものは、1款維持管理費866万4千円であり、内訳として光熱費624万3千円であり、管理業務委託費が113万8千円であります。

予算連合審査会における議員の質疑では、観光センターの駐車場の確保は出来ているのかに対し、担当課より、国道291号線と月夜野下牧線付近と嶽林寺下に確保する予定であるとの答弁がありました。

また、テナントの使用料は今後どうするのかに対しては、条例に基づいての予算であり、減免の手続きも条例に基づいて町長が決定しているとの答弁がありました。

以上質疑を終結し、委員会による採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第51号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算**について、申し上げます。

本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1258万円とし、歳入の主なものは、1款事業収入730万円、6款繰入金360万円であります。

歳出の主なものは、1款スキー場事業費1257万円であり、その内訳は賃金367万円、需用費3183千円、国有林借り上げ料2367千円であります。

予算連合審査会における質疑では、強化合宿やスノーボードのハーフパイプなど、専門性のあるスキー場にしたらどうかとの意見が出され、担当課よりは近年の雪不足により、雪の確保の問題もあり難しいとの答弁がありました。

以上、質疑を終結し、採決の結果、スキー場運営の厳しい状況が続けば、廃止も視野に入れ検討されているが、今議会には地元の猿ヶ京温泉組合を始めとする3193人の署名が添えられており、赤沢スキー場存続を求める陳情が出されているので、陳情審査と合わせた形で採決すべきとの意見があり、常任委員会での採決については、後日にする事に了解をいただき、その後の議案審査により、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

最後に**議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算**について、申し上げます。本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ3525万3千円とするものであり、歳入の主なものは、1款事業収入2908万円、基金繰入金504万3千円であります。

歳出の主なものは、1款事業費3512万5千円であります。

予算連合審査会において議員からは、毎年発生している温泉使用料滞納について質疑があり、担当課より滞納件数20件、1300万円ほどあり、年々増加傾向である。

今後の運営委員会に諮り対処したいとの答弁がありました。

以上質疑を終結し、委員会による採決の結果、本案は全会一致を以て、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第49号から、議案第51号、議案第52号について、質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号から、議案第51号、議案第52号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第49号について、討論に入ります。  
本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第51号について、討論に入ります。

本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第52号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

## 日程第15 企業誘致活性化振興特別委員会委員長報告（最終報告）

議長（傳田創司君） 日程第15、企業誘致活性化振興特別委員会委員長報告（最終報告）を議題といたします。所管の委員長報告をを求めます。

企業誘致活性化振興特別委員長森下直君。

（企業誘致活性化振興特別委員長 森下 直君登壇）

企業誘致活性化振興特別委員長（森下 直君） 企業誘致活性化振興特別委員会の最終報告をさせていただきます。

### ※ 以下、全文を掲載

平成22年3月12日

みなかみ町議会議長 傳田創司 様

#### 企業誘致活性化振興特別委員会報告（最終報告）

～地域活性化に向けた企業誘致振興方策のあり方について～

企業誘致活性化振興特別委員会  
委員長 森下 直

#### 1. 企業誘致について

みなかみ町の企業誘致については、真政、栃原、須川平工業団地に十数社の企業が立地し、地域経済の大きな支えになっているところである。

また、今般、矢瀬蟹杵工業団地に総合食品メーカー大手のヤマキ株式会社の誘致が関係者の協力と熱意により実現し、2011年1月の生産開始を目指して新工場を建設中である。

本町への大手企業の工場進出は四半世紀ぶりであり、新たな雇用の創設と定住化の促進が図られることを期待している。

さらに、「水」を利用する食品メーカーであることで、水源の町である自然豊かな本町のイメージが更に向上し、地域活性化に繋がっていくと考えられる。

本町には真政工場適地が月夜野ICに近接しており、同適地内には旧衛生センターが含まれている。

企業誘致には、同センターの撤去等の整備が必要である。

町は、『みなかみ・水・「環境力」宣言』に基づき、豊かな自然を守り育てていくこととしており、誘致企業の業種、土地利用等慎重に検討する必要がある。

また、誘致企業には地域の環境にも配慮して頂くことを望むものである。

#### 2. 旧衛生センター跡地について

旧衛生センター跡地は、面積約1.5ヘクタールで、アメニティパークの建設により閉鎖された。

一部の施設は撤去されたが、ほとんどの施設がそのまま放置されており、危険な状態である。

本跡地は、真政工場適地の一部となっており、企業誘致を含めた周辺の土地利用を促進するため、施設撤去等の整備が必要である。

旧衛生センターの取り壊しは、撤去費用が膨大となる試算が示されており、撤去が進まない原因と考えられる。今後の企業誘致を進める上で、建物撤去及び土壌処理を含め計画的対策が急務である。

まず、具体的な処理計画・工法等を検討するため、費用を計上し、実効性の高い土地利用の推進を望むものである。

なお、本委員会はゴミ埋立地の土壌処理等について栃木県日光市今市クリーンセンターで研修した。

### 3. まとめ

企業誘致の推進は、雇用の創設・定住化の促進・地域経済の活性化・町財政への寄与等多岐に渡り、町の発展に欠かすことのできない施策と考える。

また、地域の産業に新たな活力を与えていることから、地域特性を活かした産業の起業等が図られるよう町の支援方策についても検討して頂きたい。

さらに、企業誘致の受け皿として新たな工場適地の検討を進めることが必要と考える。

企業誘致は土地所有者の理解を頂くとともに、周辺地域の土地利用の整合を図りつつ、道路や下水道等の社会資本整備が求められることとなる。このため、町財政負担も多大になることが想定されるが、町の活性化には不可欠な施策であることから、より一層の事業推進を望むものである。

---

企業誘致活性化振興特別委員長（森下 直君） 以上、最終報告といたします。

なお、本日の最終報告をもちまして、企業誘致活性化振興特別委員会を終了したいと思います。

---

### 最終報告質疑

議長（傳田創司君） 委員長の最終報告が終わりましたので、これより質疑に入ります  
企業誘致活性化振興特別委員会報告（最終報告）について、質疑はありませんか。  
10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 企業誘致ということは、若者の定住化、人口減をくい止めるということで非常に大切なことだということで、特別委員会を設けて検討されたことに大変にご苦労であったと思います。

そこで一つお聞きしたいのは、報告の2番として、旧衛生センターのことが触れられているようです。

私も昨年6月の一般質問で旧衛生センターの問題について触れさせていただきました。その時は、特別委員会でも検討されているようであったので、あまり深くは聞けなかった経緯もあるわけですが、そこでお聞きしたのですけれども、この報告書の真ん中の辺りに撤去費用が膨大となる試算が示されているということ、また建物及び土壌処理を含めてということが検討されたようであります。

企業誘致をするに当たっては、あそこは適地であるということで、誘致するに当たってはセンターなどの建物を撤去しなければ、もちろん企業は来ないというのは分かるのですけれども、土壌汚染、土壌処理というのが記されているということになると、有害物質による環境汚染というのが危惧されている事は、以前から委員長も認識をされており、当然、後閑地区を地元とする森下議員でありますから、その問題は承知されていることだろうと

思います。

そこでこの問題については、費用がどのくらい掛かるのかという問題と、土壌処理という問題については、企業が来ることになってから対処すれば良い問題ではなく、地域住民に与える影響が懸念されるというふうに、私はこの文章を見て思うわけなのです。

その辺についての議論はどのようになされたか、お聞かせいただきたいと思います。

**議長（傳田創司君）** 企業誘致活性化振興特別委員長森下直君。

（企業誘致活性化振興特別委員長 森下 直君登壇）

**企業誘致活性化振興特別委員長（森下 直君）** まず、費用の関係については、私たちが委員会を設置する以前にも概略で費用がどれくらいで出来るかということですが、一応、建物を撤去するだけでも、2億円くらいは掛かるであろうということです。

また、土壌調査をするにも、やはり1億円以上の費用が掛かるであろうということで、非常に調査として金が掛かるということでございます。

特に土壌調査・検査については、近い将来、当局も考えており、無作為的に掘り起こし、土壌調査をして、どういうふうになっているかを進める予定のように伺っておりますので、今後、そういう形の中で進んで行くのではないかと考えております。

また、建物の撤去方法、また土壌調査の仕方によっては何億円という多額のお金が掛かるのではないかという言い方もされていまして、ただ、近隣の人たちにとっては一刻も早く建物の撤去と、今高橋議員も言われましたように、土壌検査の関係も安心して暮らせるようにという声も出ていることは承知しており、当局とも、委員会でも話し合いをしている経過はあります。

**議長（傳田創司君）** ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

**10番（高橋市郎君）** もう1点、お聞かせ願いたいのは、「まとめ」の中に企業誘致の適地を求めるといふ文言がありますが、以前、月夜野町の時に総合計画を作り、用途指定をしているという中において、今回ヤマキが誘致されたあの場所は、私の記憶が間違っていたら申し訳ないのですが、最初は工場用地ではなく住宅用地であったというように思います。

そういう中で、用途変更をする中で工場を誘致したと、今後もそういう中で都市計画を見直すという事を踏まえた検討はされましたか。

**議長（傳田創司君）** 企業誘致活性化振興特別委員長森下直君。

（企業誘致活性化振興特別委員長 森下 直君登壇）

**企業誘致活性化振興特別委員長（森下 直君）** 都市計画関係については真政からアメニティに移行された旧衛生センターに絡めた関係での討議というものについては、若干はいたしました。ただ進捗状況がまだ途中であり、一応都市計画道路が完了して、また旧衛生センターの所までは、まだ最終的に煮詰まっていないということで、その辺との絡み合いで一応、旧衛生センターの取り壊しなり、またそれに絡めたらどうかという意見は出ておりましたが、都市計画道路の用途変更などについても意見は出ましたけれども、実際的な計画についての変更であるとか、またそれに絡めてはどうかという話は出ましたが、それ以外のことは話が出なかったと思います。

**議長（傳田創司君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、企業誘致活性化振興特別委員会報告（最終報告）についてを終わります。ご苦勞様でした。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

企業誘致活性化振興特別委員会については、委員長報告のとおり、本日を以て委員会を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、企業誘致活性化振興特別委員会については委員長の報告のとおり、本日を以て特別委員会を終了することに決定いたしました。

大変にご苦労さまでした。

---

## 日程第 16 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第 16、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

## 日程第 17 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第 17、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

---

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、総て終了いたしました。

---

## 町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。町長岸良昌君。



(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会の閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、21年度補正予算、そして新年度に向けての施策展開を図るための各種条例改正、並びに22年度当初予算関係議案、多数の議案を上程させていただきましたが、すべての議案をご議決いただきました。審議の経過に敬意を払うとともに厚く感謝を申し上げるところでございます。

また、一般質問では、5名の議員の方からご質問を頂きましたが、除雪のあり方、少子化対策を含めた子育て支援に係わる各般のテーマ、デスティネーションキャンペーンに向けての対応、そして事業評価のあり方など、数多くの問題に率直に答弁をさせていただきました。その際、質疑の中から今後の町政執行にあたっての幾多のご示唆もいただいたところでございます。大変に有意義であったと感じているところであります。

また、本日は3件の追加提案をさせていただきました。

国よりの交付金を有効に活用するため、並びに小中学校の整備を促進し、児童生徒の学習環境を整備し改善する観点から、そしてまた後閑地区の都市計画道路に早期に着手するという観点から提案したところでございますが、何れの議案もその趣旨を理解いただきまして、ご議決いただいたことに厚く感謝いたします。

これらの社会資本整備案件を有効に活用するとともに、お認めいただいた繰越額、そして新年度予算に計上いたしました予算を総合的に執行し、ご決定いただいた条例に従いまして、町民の公共福祉の増進に努めてまいります。

さて、議員各位におかれましては、このみなかみ町が発足した直後から、町の抱える様々な課題の解決に向けて、町の方々の先頭に立ってご尽力をいただき、着々とその成果が上がっているところでございます。

振り返りますと、この間、町の小中学校の耐震改修・改築が進みまして、水上中学校をもって総ての整備が実現いたします。また、観光振興を目指して、湯原地区のまちづくり交付金事業が実施されました。また、町の将来への発展につながる優良企業の誘致も実現いたしました。

その一方で実質公債費率については、約21%から、18%以下へと低下しているところでございます。これは鈴木前町長のご尽力の成果であり、またまさに車の両輪として、力強く歩みを進められた議員各位の実績と感謝を申し上げます。

なお、来る4月18日は、町議会議員選挙の投票が予定されております。

2月の臨時議会におきまして、議員の方からの発議により、議員定数を現行の23人から18人に変更されることをご決定されたわけでございます。

2万2千人余の人口規模、並びに町の面積の広大なこと、あるいは個性豊かな地域文化と伝統などに配慮され、ご決定いただいたと推察しているところでございます。

新定数を18人とすることを20人の議員の皆様の賛成で決定されたということは、みなかみ町議会の良識を天下に示されたことだと深く感激し、敬意を表する次第でございます。

とは言いながら、数の上では本日、この議場にいらっしゃる皆様方が全員揃って、ここに戻っておいでになることにはならないという、議員各位にとりまして、誠に厳しい状況であります。議員各位の「みなかみ町」に向ける強い気持ちが完遂されますことを強く願っております。

私も昨年秋以来、議員各位から、町の諸般の状況についてご教示をいただいておりますし、また調整の進め方等についても様々ご指導もいただいていたところでございます。

この間のご厚誼に心から感謝申し上げ、今後ともご指導いただけることをお願いいたします。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変に有り難うございました。

---

## 議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたりまして、私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成22年第2回3月みなかみ町議会定例会が閉会となります。

今期定例会は、3月3日から本日12日まで、予定されました案件の全てを議了し、只今を以て無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議を賜り、議員各位をはじめ町当局執行部並びに関係者の皆様方には大変なご協力を頂きましたことに心より厚く感謝を申し上げます。

今、全国的に少子高齢化社会が進行している中、当町においても著しい人口減少による限界集落が増え、過日の新聞報道によりますと、4月より当町も過疎指定となります。

当局も議会もこれらの内容を良く精査し、我々に課せられた任務に取り組んでいく必要性を強く感じます。また、行財政改革行動指針に従い、平成27年を目途に健全財政確立のため、積極的に推進しなければならないと考えております。そして、昨年制定されました町民憲章が一日も早く実現されることを望んでやみません。

3月中旬にもなりますと、南の方から、あちらこちらで花の便りも聞こえてまいります。当地においてはまだ暫く寒さの残る気温変化の激しい日もあるかと思われま

すが、体調管理に充分留意され、これからの活躍にご期待を申し上げます。

我々議員にとって今期定例議会は、これが最後となりました。

4月末日をもって任期満了となり、引き続き立候補を予定されている方々、また個々の都合により御勇退される議員各位も、今後の町発展のために更なる熱意と努力を払われますようお願い申し上げまして、任期満了まで残り一ヶ月半、各小中学校、幼稚園、保育園の入卒園式や臨時議会なども、まだ予定をされております。

どうか最後まで議員各位の活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

長期に渡りまして、大変に有り難うございました。

---

## 閉 会

議長（傳田創司君） これにて平成22年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変にお世話になりました。ご苦労さまでした。

（ 16時40分 閉会 ）